

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（重点調査）

- 第11条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、別添「都市計画基礎調査分析業務仕様書」のとおりとする。
(本業務における特記仕様事項を記載)

2 業務計画の内容	<p>(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数</p> <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数</p> <p>・</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等</p> <p>(4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)</p> <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)</p>
3 業務受注状況等	<p>(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)</p> <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)</p> <p>(3) 保有技術者数 (別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

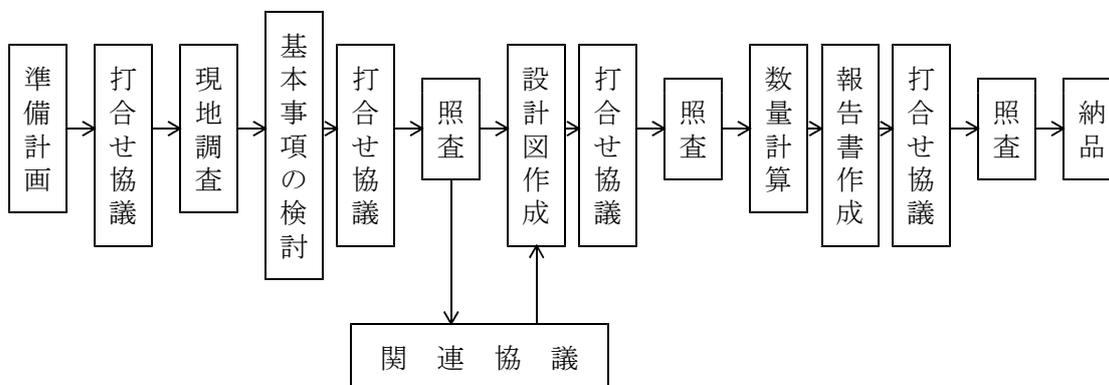
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

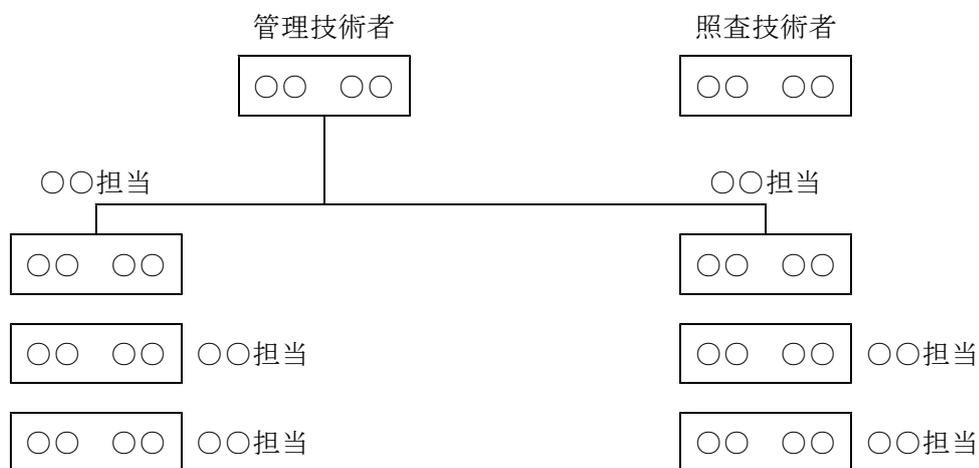
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- ・ 仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・ 当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。

都市計画基礎調査分析業務仕様書

(目的)

第1条 本業務は、徳島市はじめ5市3町からなる徳島東部都市計画区域を対象として、都市計画基礎調査等による収集データの経年的な変化や各種データの相互の関係の把握、都市計画区域単位または市町単位でのデータの比較、都市内の詳細な地区毎の特徴の抽出、都市計画や関連する施策・事業との関係等を把握することにより、都市計画区域マスタープランの見直しに必要な分析を行うものである。

(業務内容)

第2条 本業務の主な内容は次のとおりである。

(1) 都市計画基礎調査関係資料の整理と可視化及び分析

「区域の一体性の評価及び区域区分の必要性」、「将来フレーム」等を検討するため、徳島東部都市計画区域の状況を都市計画基礎調査や既存資料などGISを活用し、「都市計画基礎調査データ分析例(案) 国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室(平成25年7月)」を参考に、分析・可視化を行う。

① 人口

ア 人口・世帯数の推移

徳島東部都市計画区域及び市町毎に、都市計画の区分(市街化区域、市街化調整区域)毎の人口と面積の推移、世帯数と世帯あたり人員の推移を整理する。

イ 人口密度の推移

徳島東部都市計画区域及び市町毎に、人口密度の推移を把握し、都市の集約化、拡散の状況を評価するため、市街化区域毎の人口密度及び市街化区域の面積の推移を整理する。

小地域単位で人口増減率を算出し、市街化区域の人口集積の動向や、市街化調整区域への人口拡散の状況を把握する。

ウ 年齢階級別人口の推移

年齢階級別人口の推移を把握し、都市の持続性等の評価を行うため、市町毎に年齢3区分(0-14歳、15-64歳、65歳以上)の人口の推移を把握するとともに、市町毎の高齢者人口割合の変化の状況を把握する。

小地域単位で高齢化率を算出し、高齢化が進んでいる地区を把握するとともに、地域の持続性の観点から課題検討等を行う。

エ 人口の増減要因

市町単位での人口増減の状況について、前回調査時からの増減数及び年平均変化率を算出し、県平均とのかい離等から、都市の置かれた状況を評価する。

オ DID地区の状況

都市計画区域内人口に対するDID区域内人口の割合、都市計画区域面積に対するDID面積の割合を算出する。

市街化区域に占めるDID地区人口割合や都市計画区域人口に占めるDID人口割合から、市街地の成熟状況や、人口の集積状況、集約的な都市の形成の状況を把

握する。

カ 昼夜間人口の状況

市町毎の昼間人口と夜間人口、昼夜間人口比率を算出するとともに、過去の調査時と比較し、その推移を把握する。

キ 通勤・通学の状況

通勤や通学移動から生活圏等の広域的な都市構造(都市圏の広がりや都市の相互の関係)を把握する。

② 産業

ア 産業分類別の就業者数の推移

市町毎に産業分類別の常住地・従業地別就業者数の推移を整理する。併せて市町毎の第1次、第2次、第3次産業別の常住地・従業地別の就業者数を把握する。

イ 事業所数の推移

市町毎の事業所数と従業者数の推移を把握するとともに、メッシュ等で事業所数の変化を整理し、事業所の集約、拡散状況を把握する。

ウ 製造業の状況

市町毎の製造品販売額と事業所数の推移を把握するとともに、メッシュ等で製造業の変化を整理し、製造業の立地動向を把握する。

エ 小売業の状況

市町毎の小売販売額と店舗面積の推移を把握する。

市町毎に人口あたりの小売売場面積と小売商業坪効率の関係から、売り場の供給と販売効率の状況を把握する。

オ 買い物の利便性

メッシュ単位で、店舗から消費者が受ける買物利便性を算出し、各店舗の買物利便性を合算することにより、居住地ごとの買物利便性(魅力度)を算出する。

③ 土地利用

ア 土地利用状況の推移

徳島東部都市計画区域及び市町別の市街化区域、市街化調整区域の別に、土地利用状況を集計し、経年の比較分析を行う。

土地利用状況を用途地域別に集計し、指定用途地域と実際の土地利用状況を確認する。

都市の課題となっている土地利用用途として「自然的土地利用」、「低未利用地」、「公共空地」、「道路密度」に着目し、現状や過去からの変化率を整理することで、問題となっている箇所を把握する。

イ 住宅の敷地規模の状況

市街化区域内の宅地について、敷地規模別に集計し、推移を比較するとともに、小地域別に、狭小宅地の住宅宅地の割合を算出し、狭小住宅の割合が高い地域を把握する。

ウ 宅地開発の状況

市町毎に市街化区域、市街化調整区域での宅地開発事業の件数と面積の推移を把握する。

市街化区域については、用途地域の指定状況と開発後の土地利用用途を比較することで、土地利用計画と整合した開発が行われているか確認する。

④ 建物

ア 建物利用現況及び変化

市街化区域、市街化調整区域毎の建物用途別延床面積の推移を分析するとともに、市町間で市街化区域毎の建物用途別延床面積比率を比較する。

「住宅用途」、「商業用途」、「工業用途」毎に、その用途に対応する建築用途の建物延床面積割合と新築動向の傾向を分析し、指定状況と実際の立地の対応状況を把握する。また、空き家の分布状況や推移状況を把握する。

イ 市街地の安全性

建物棟数密度、木造率、平均築年数などの基礎調査より抽出可能な指標と人口(夜間人口・昼間人口・高齢者人口等)等のデータを合わせ、市街地の安全性等の評価を行う。

ウ 建ぺい・容積等の状況

建ぺい率及び容積率の利用状況を把握し、指定建ぺい率及び指定容積率との整合性等の評価を行う。

エ 市街化調整区域における建物連担状況

市街化調整区域内の建物の連担状況を把握し、開発の可否等の評価を行う。

オ 大規模小売店舗の立地動向

徳島東部都市計画区域内の大規模小売店舗の立地動向を把握し、中心市街地へ与える影響等の評価を行う。また、大規模店舗の立地から買い物の利便性の分析を行う。

⑤ 都市施設

都市施設と人口分布の関係性を把握し、都市施設の適正配置に関する評価を行う。

⑥ 交通

ア 公共交通の状況

公共交通と人口分布の関係性等を把握し、公共交通利便性の評価を行う。

イ 主要施設へのアクセシビリティ指標

公共交通利用による主要施設までのアクセス性を把握し、都市の利便性を評価する。

⑦ 地価

地価の推移を把握し、今後の土地利用計画に関する検討の参考とする。

⑧ 災害

市街化区域と災害ハザードエリアの重ね合わせにより、災害リスクを踏まえた逆線引きの候補地を抽出する。

(2) 都市状況カルテの作成

「(1) 都市計画基礎調査関係資料の整理と可視化及び分析」の結果を徳島東部都市計画区域及び5市3町別にまとめ、都市状況カルテを作成する。

(3) 区域の一体性の評価及び区域区分の必要性の検討

徳島東部都市計画区域の現状と問題点を整理した上で、都市計画法及び都市計画運用指針に基づき、都市計画区域の再編、区域区分制度の見直しの考え方を整理し、区域の一体性の評価及び区域区分の必要性を検討する。検討に当たっては、都市状況カルテを活用し、可視化された図表等を作成し分かりやすくまとめる。

なお、区域区分制度の見直しに当たっては、線引きを維持した場合と線引きを廃止し他の方法を用いて土地利用規制を行った場合の影響を整理し検討するものとする。

また、区域区分を見直しするに当たっての基本的な考え方を整理する。

(4) 将来フレームの検討

人口、工業、商業の将来フレームを検討し、住宅用地、工業用地、商業用地について市街化区域の規模の設定を行う。

(5) 報告書の作成

業務実施内容を報告書にまとめる。

(成果品)

第3条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書 徳島東部 5市3町全体版 1部
5市3町個別市町版 各1部 (計8部)
- (2) 添付図面 1式
- (3) 電子媒体 1式